

# 佐賀県肝炎ウイルス検査事業（保健福祉事務所）実施要領

## 第1 目的

本県の肝がんによる死亡率が高いなか、検査未受診者の解消を図るため、国が定めた「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき、B型、C型肝炎ウイルス検査及び相談事業を実施することにより早期発見、早期治療及び継続管理に結びつける。

## 第2 実施主体

佐賀県

## 第3 対象者

原則として県内に住所を有する20歳以上のもので、健康増進事業による肝炎ウイルス検査、職域及び医療機関での肝炎ウイルス検査を受診できない者とする。

ただし、下記の者を除く。

- (1) 被用者等職域等において、事業主または保険者が実施する検診で、この事業に相当するものを受けることができる者。
- (2) 平成14年度以降に肝炎ウイルス検査を受けた者。
- (3) 現在肝疾患を有し治療中の者。
- (4) 肝炎ウイルス検査問診票（様式第1号）の同意が得られない者。

## 第4 実施方法

- (1) 保健福祉事務所における定例の検査・相談受付時間は、別表のとおりとし、事前予約制とする。
- (2) 対象者から検査希望があった場合は、保健福祉事務所は肝炎ウイルス検査事業の概要を説明し、結果通知、データベースへの登録及び事後指導等について同意を得たうえで、問診、検体採取を行う。
- (3) 保健福祉事務所は、検体採取後、適切に処理保管し、検査委託先（佐賀県健康づくり財団）へ提出する。
- (4) 血液検査  
B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査については以下のとおりとする。
  - ア HBs抗原検査  
凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。
  - イ HCV抗体検査  
HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできる抗体測定系を用いること。
  - ウ HCV核酸増幅検査  
HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。
  - エ HCV抗体の検出  
HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

## 第5 結果の判定及び通知

- (1) 佐賀県健康づくり財団は検体受領後速やかに検査を行い、保健福祉事務所へ報告する。
- (2) 保健福祉事務所は、検査依頼者に郵送または面接により結果を報告する。（佐賀県健康づくり財団発行の検査報告書及び様式例第1号）
- (3) 「要精密検査」と判定された者に対しては、肝炎ウイルス検査結果通知書（様式例第1号）に、肝炎ウイルス検査問診票（様式第1号）の写し、肝炎ウイルス検査精密検査依頼書（様式例第2号）、肝炎ウイルス精密検査結果報告書（様式

第2号)を添えて、2次以上の佐賀県肝疾患検診医療提供体制登録医療機関で精密検査を受けるよう速やかに本人へ指導する。

#### 第6 事後管理

保健福祉事務所は、「要精密者」と判定された者(「1.現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者)について「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」に基づき保健指導を行う。

#### 第7 精密検査結果報告

医療機関は、精密検査を受けた者の検査結果を肝炎ウイルス精密検査結果報告書(様式第2号)により保健福祉事務所に報告する。

#### 第8 記録の整備

保健福祉事務所は、要精密検査者について肝炎ウイルス検査受診者台帳(様式第4号)に、検査結果及び医療機関における精密検査受診の有無及び結果等を記録する。また記録の整備等については、個人情報の保護に十分留意し適正に取り扱うこと。

#### 第9 精密検査未受診者受診勧奨

保健福祉事務所は、精密検査未受診者の把握に努め速やかに受診するよう勧奨する。

#### 第10 報告

(1)保健福祉事務所は、検査の実施状況及び精密検査結果を肝炎ウイルス検査受診者台帳(様式第4号)・問診票・精密検査結果報告書の写しを添えて、次の各号のとおり受診者の居住地の市町へ報告する。

第1回 4月から9月までの検査実施分を10月15日まで。

第2回 10月から3月までの検査実施分を翌年度の4月15日まで。 第1回報告分の精密検査結果を加える。

(2)保健福祉事務所は、毎年度の肝炎ウイルス検査実施状況及び精密検査結果を、肝炎ウイルス検査集計表(様式第3号 1、3号 2)により、翌年度の4月15日までに健康増進課へ報告する。

(3)市町は、保健福祉事務所からの報告を基に、未受診者へ速やかに受診するよう勧奨する。

#### 第11 検診結果

検診結果及び追跡結果は佐賀県肝疾患対策委員会で検討する。

#### 第12 その他

本要領に係る各種様式の例は別添のとおりである。

#### 附則

この要領は平成19年5月1日から適用する。

この要領は平成20年4月1日から適用する。

この要領は平成24年4月1日から適用する。

この要領は平成24年7月24日から適用する。

この要領は平成25年4月1日から適用する。

この要領は平成26年4月1日から適用する。

この要領は平成27年4月1日から適用する。

この要領は平成28年4月1日から適用する。

この要領は平成30年4月1日から適用する。

## 各保健福祉事務所における検査・相談受付時間

保健福祉事務所名	検査・相談受付時間
佐賀中部保健福祉事務所	第3火曜日 14:00～16:00 及び 17:00～19:00
鳥栖保健福祉事務所	第2火曜日 15:00～19:00
唐津保健福祉事務所	第3火曜日 15:00～19:00
伊万里保健福祉事務所	第1火曜日 9:00～11:00 及び 17:00～19:00
杵藤保健福祉事務所	第1火曜日 9:00～11:00 及び 17:00～19:00

ただし、事前予約がない場合は、17時15分以降の受付は行わない。

## 肝炎ウイルス検査判定基準

(血液検査)

検査項目	判定区分	
	陽性	陰性
HBs抗原	陽性	陰性
判定記入	「要精密検査」	「正常」

検査項目	判定区分	
	1. 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い	2. 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い
(HCV抗体の検出)	-	陰性
HCV抗体検査	高力価	陰性
HCV核酸増幅検査	陽性	陰性
判定記入	「要精密検査」	「正常」

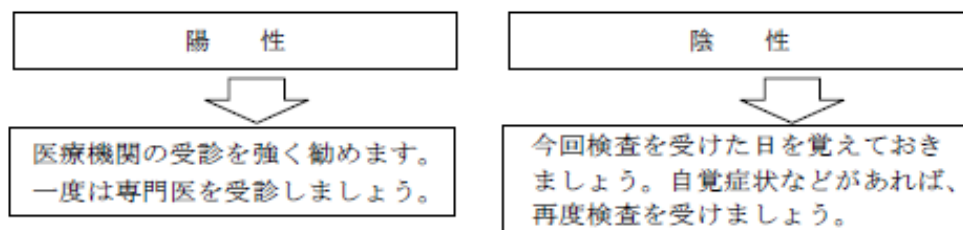
注：当判定基準は、肝炎ウイルス検査の結果判定に適用するものである。

<参考>

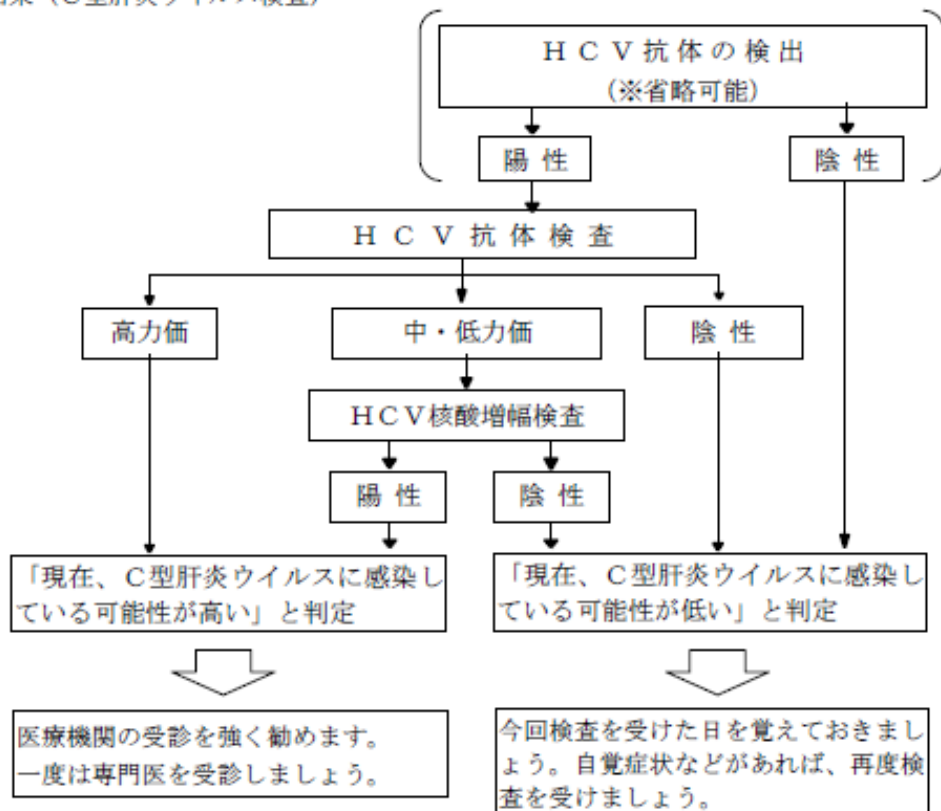
(別紙)

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス (HCV) に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス (HCV) 以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス (HCV) に感染する場合 (きわめてまれとされています。) があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

